様式第２１号（第４条第１項第４号関係）

重要事項説明書

2024年4月1日

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条及び埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針12(4)に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。

１　サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地等

住宅の名称	(ふりがな)　ぶりえらいふさやまつー ブリエライフ狭山Ⅱ	
所在地※１	(郵便番号　350-1307　　) 埼玉県狭山市祇園４０番２２号	
連絡先	電話番号	０４－２９５０－７０１０
	FAX番号	０４－２９５０－７０１１
	メールアドレス	bl-sayama2@sayama-f.co.jp
	ホームページアドレス	″http://brillerlife2.sayama-kaigo.jp/
利用交通手段	■ 1.電車（　西武新宿　線　狭山市　駅から　徒歩　で　5 分） □ 2.その他（　　）	
住宅に関する権原	■ 1.所有権　□ ２．賃借権　□ ３．使用貸借による権利 期間　年　月　日から　年　月　日まで 契約の自動更新　□あり　□なし 抵当権の有無　□あり　□なし	
施設に関する権原※２	□ 1.所有権　□ ２．賃借権　□ ３．使用貸借による権利 期間　年　月　日から　年　月　日まで 契約の自動更新　□あり　□なし	
敷地に関する権原	□ 1.所有権　■ ２．賃借権　□ ３．使用貸借による権利 期間　2019 年　3 月　1 日から　2069 年　2 月　28 日まで 契約の自動更新　□あり　■なし 抵当権の有無　□あり　■なし	

（※1）住居表示が決定している場合は住居表示を記載すること。
　　建築前で、建物の所在、住居表示が決定していない場合は、土地の地番を記載すること。
（※2）施設とは、「9　サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設」を指す。
　　施設の運営者の権原を記載すること。運営者が複数いる場合、規模が最も大きい施設の運営者の権原を記載し、
　　その他の運営者の権限について、入居者へ説明すること。

２　サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	■ 法人　□ 個人	
商号、名称又は氏名	(ふりがな)　さやまふどうさんかぶしきがいしゃ 狭山不動産株式会社	
住　所（法人にあっては主たる事務所）	(郵便番号　350-1307　　) 埼玉県狭山市祇園２番１３号 電話番号 ０４－２９５０－６７１１	
法人の役員	別添　1　のとおり	
法定代理人（未成年の個人である場合）	(ふりがな) 商号、名称、又は氏名	
	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	(郵便番号　　) 電話番号
	法人の役員	別添　２　のとおり

３　サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな)　さやまふどうさんかぶしきがいしゃ 狭山不動産株式会社
事務所の所在地	(郵便番号　350-1307　　) 埼玉県狭山市祇園２番１３号 電話番号 ０４－２９５０－６７１１

4　サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数　52　戸		
居住部分の規模	（最小）　18.00　㎡	詳細については、別添３のとおり	
	（最大）　18.00　㎡		
構造及び設備	共同利用設備　■ あり　□ なし		
	構　造　鉄骨　造	階　数　3　階建	
	■耐火建築物　□準耐火建築物　□その他（　）		
	建築物の延床面積　2366.72　㎡　（うちサービス付き高齢者向け住宅部分　2366.72　㎡）		
竣工の年月	2020　年　2 月　28 日		
加齢対応構造等	■ 登録基準に適合している		
	■ エレベーターを備えている		
	■ 緊急通報装置を備えている		

5　サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期（居住の用に供する前である場合）

入居契約の別	■ 賃貸借契約　□ 終身建物賃貸借契約　□ 利用権契約
	□ その他（　）
入居契約が賃貸借契約でない場合には、その旨	
終身賃貸事業者の事業の認可	□ 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	■ 次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者（配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者） （「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。）
入居契約の内容	別添「ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅入居契約書」、「ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅生活支援ｻｰﾋﾞｽ契約書」の通り

事業開始時期	2020　年　4 月　1 日から

6　利用料金

高齢者生活支援サービス	サービスの種類	提供形態		提供の対価（概算・月額）	詳細については、別添４のとおり
	状況把握・生活相談	■ 自ら	□ 委託	約　円	
	食事の提供	□ 自ら	■ 委託　□ 提供しない	約　58,872　円	
	入浴等の介護	■ 自ら	□ 委託　□ 提供しない	約　円	
	調理等の家事	■ 自ら	□ 委託　□ 提供しない	約　円	
	健康の維持増進	■ 自ら	□ 委託　□ 提供しない	約　円	
	その他	■ 自ら	□ 委託　□ 提供しない	約　円	

家賃の概算額	（最低）　約　60,000　円	住戸ごとの内容は別添３のとおり
	（最高）　約　60,000　円	
共益費の概算額	（最低）　約　49,500　円	
	（最高）　約　49,500　円	
敷金の概算額	（最低）　約　100,000　円	家賃の　1.6 月分
	（最高）　約　100,000　円	
水道光熱費の支払方法	共益費に含まれる。	
前払金※の有無	□ あり　■ なし	
家賃等の前払金の概算額	（最低）　約　円　（最高）　約　円	
特定施設入居者生活介護事業所	■ 指定を受けている　介護保険事業所番号　（　１１７２７０２１５９　）	
	□ 指定を受けていない	
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	□ 指定を受けている　介護保険事業所番号　（　）	
	■ 指定を受けていない	

介護予防特定施設入居者生活介護事業所	■ 指定を受けている　　介護保険事業所番号　（　１１７２７０２１５９　）
	□ 指定を受けていない
介護サービス情報	（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は別紙※のとおり

※「介護サービス情報公表システム」の掲載内容を印刷したもの。

（利用料金の算定根拠）

費目	算定根拠
家賃	建物賃借料、近隣相場を勘案して算定
共益費（管理費）	事務管理費、生活サービスの人件費、共用施設の維持管理費、光熱水費により算定
敷金	家賃の1.6か月分
高齢者生活支援サービス	人件費により算定
食費	業務委託費により算定
その他	人件費、消耗品費等により算定。サービス内容・費用は別添６による

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金算定の根拠）

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護に対する自己負担	介護保険の利用者負担割合による
特定施設入居者生活介護における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	

※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。

前払金の算定根拠		
想定居住期間（償却年数）		
償却開始日		入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額		
初期償却率		%
返還金の算定方法	入居後３月以内の契約終了	
	入居後３月を超えた契約終了	
前払い金の保全先	１　連帯保証を行う銀行等の名称	
	２　信託契約を行う信託会社等の名称	
	３　保証保険を行う保険会社の名称	
	４　全国有料老人ホーム協会	
	５　その他	

※前払い金を受領していない場合は省略可
※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

利用料金の支払方式	□　全額前払い方式	
	□　一部前払い・一部月払い方式	
	■　月払い方式	
	□　選択方式 （該当する方式全て選択）	□　全額前払い方式 □　一部前払い・一部月払い方式 □　月払い方式
年齢に応じた金額設定	□　あり	■　なし
要介護状態に応じた金額設定	□　あり	■　なし
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	□　減額なし	
	■　日割り計算で減額	
	□　不在期間が　　日以上の場合に限り日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	入居契約書第4条、5条、7条に基づく
	手続き	協議の上、改定する

７　サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	■ 自ら管理　　□　管理業務を委託
委託する業務の内容（契約事項）	
管理業務の委託先	
商号、名称又は氏名	（ふりがな）
住　　所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	（郵便番号　　） 電話番号
修繕計画	
計画策定の有無	■ あり　　□ なし
大規模修繕の実施予定	2040年　　頃実施予定
その他計画的な修繕予定	

８ サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所番号	事業所の場所
			□ 同一の建築物内 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地
			□ 同一の建築物内 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地
			□ 同一の建築物内 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地

※表に記載された施設、サービスに限らず、介護サービス事業者の選択は自由とする。

９　高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力（該当する場合のみ）

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	（ふりがな）
事業所の所在地	（郵便番号　　） 電話番号
連携又は協力の内容	

１０　保健医療サービスを提供する体制に関する事項

保健医療サービスを提供する体制に関する事項	看護職員が日中常駐しています。

１１　運営方針
別添５のとおり

１２　登録の申請が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨

基本方針及び埼玉県高齢者居住安定確保計画に照らして適切に運営します。

１３　サービスの内容

（全体の方針）

運営に関する方針	「自分の親を入居させたい」「将来自分が入居したい」と思える高齢者の住まい を目指します。
サービスの提供内容に関する特色	入居頂く方の事を考え施設としてではなく、住まいとしての仕様・プランにこだわ います。毎日を楽しく過ごし、24時間安心して暮らしていただける介護サービスを いきます。

（介護サービスの内容）※特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合は省略。

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービス体制の有無	入居継続支援加算	（Ⅰ）	□ あり	■ なし
		（Ⅱ）	□ あり	■ なし
	生活機能向上連携加算	（Ⅰ）	□ あり	■ なし
		（Ⅱ）	□ あり	■ なし
	個別機能訓練加算	（Ⅰ）	□ あり	■ なし
		（Ⅱ）	□ あり	■ なし
	ＡＤＬ維持等加算	（Ⅰ）	□ あり	■ なし
		（Ⅱ）	□ あり	■ なし
	夜間看護体制加算	（Ⅰ）	□ あり	■ なし
		（Ⅱ）	■ あり	□ なし
	若年性認知症入居者受入加算		■ あり	□ なし
	口腔・栄養スクリーニング加算		□ あり	■ なし
	科学的介護推進体制加算		■ あり	□ なし
	障害者等支援加算		□ あり	■ なし
	ＬＩＦＥへの登録		■ あり	□ なし
	協力医療機関連携加算	（Ⅰ）	■ あり	□ なし
		（Ⅱ）	□ あり	■ なし
	退院・退所時連携加算		■ あり	□ なし
	退居時情報提供加算		■ あり	□ なし
	看取り介護加算	（Ⅰ）	■ あり	□ なし
		（Ⅱ）	□ あり	■ なし
	認知症専門ケア加算	（Ⅰ）	□ あり	■ なし
		（Ⅱ）	□ あり	■ なし
	高齢者施設等感染対策向上加算	（Ⅰ）	□ あり	■ なし
		（Ⅱ）	□ あり	■ なし
	新興感染症等施設療養費		■ あり	□ なし
	生産性向上推進体制加算	（Ⅰ）	□ あり	■ なし
		（Ⅱ）	□ あり	■ なし
	サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）	□ あり	■ なし
		（Ⅱ）	□ あり	■ なし
		（Ⅲ）	■ あり	□ なし
	介護職員処遇改善加算（2024年5月まで）	（Ⅰ）	■ あり	□ なし
		（Ⅱ）	□ あり	■ なし
		（Ⅲ）	□ あり	■ なし
	介護職員等特定処遇改善加算（2024年5月まで）	（Ⅰ）	□ あり	■ なし
		（Ⅱ）	■ あり	□ なし
	介護職員等ベースアップ等支援加算（2024年5月まで）		■ あり	□ なし
	介護職員等処遇改善加算（2024年6月から）	（Ⅰ）	□ あり	■ なし
		（Ⅱ）	■ あり	□ なし
		（Ⅲ）	□ あり	■ なし
		（Ⅳ）	□ あり	■ なし
		（Ⅴ）	□ あり	■ なし
	短期利用（介護予防）特定施設入居者生活介護の算定		□ あり	■ なし

人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	□　あり	（介護・看護職員の配置率） ：
	■　なし	

（医療連携の内容）

医療支援		■　救急車の手配	
		■　入退院の付き添い	
		■　通院介助	
		□　その他（　　）	
協力医療機関	1	名称	社会医療法人　入間川病院
		住所	埼玉県狭山市祇園17-2
		診療科目	内科、外科、整形外科
		協力内容	入居者に対し、必要な診療、医療を提供
	2	名称	医療法人誠至会　狭山厚生病院
		住所	埼玉県狭山市中央1-24-10
		診療科目	総合診療科、内科
		協力内容	定期的な訪問診療、緊急時の医療行為、健康管理に関する相談等
	3	名称	医療法人社団真心会　豊川医院
		住所	埼玉県所沢市小手指町3-22-12
		診療科目	内科
		協力内容	定期的な訪問診療、緊急時の医療行為、健康管理に関する相談等
協力歯科医療機関	1	名称	狭山フォレスト歯科クリニック
		住所	埼玉県狭山市入間川1025　ベスタ狭山内
		協力内容	定期的な往診による診療を提供
	2	名称	はむら線路沿い歯科
		住所	東京都羽村市羽東1-7-11　ステーションサイドビル101
		協力内容	定期的な往診による診療を提供

（入居後に居室を住み替える場合）

入居後に居室を住み替える場合		□　一時介護室へ移る場合	
		■　介護居室へ移る場合	
		□　その他（　　）	
判断基準の内容		日中夜間含め職員の見守りが必要であるとき	
手続きの内容		■　医師の意見を聞く	
		□　３か月間の観察期間を置く	
		■　本人及び身元引受人の同意を得る	
追加的費用の有無		□　あり	■　なし
居室賃借権（利用権）の取扱い		□　あり	■　なし
前払金償却の調整の有無		□　あり	■　なし
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	□　あり	■　なし
	便所の変更	□　あり	■　なし
	浴室の変更	□　あり	■　なし
	洗面所の変更	□　あり	■　なし
	台所の変更	□　あり	■　なし
	収納設備の変更	□　あり	■　なし
	その他の変更	□　あり　（変更内容）	
		■　なし	

（入居に関する要件）

入居対象となる者【表示事項】	自立している者	■　あり　　□　なし
	要支援の者	■　あり　　□　なし
	要介護の者	■　あり　　□　なし
留意事項		
事業主体から契約解除を求める場合	解約条項	入居契約書第11条
	解約予告期間	相当の期間
入居者から契約解除を求める場合	解約条項	入居契約書第12条
	解約予告期間	30日前に解約の申入れ
体験入居の内容	■　あり　（内容：1泊2日につき10400円税込） □　なし　※事前に診断書等の提出をお願いします。	
入居定員	52	
その他		

１４　職員体制

（職種別の職員数）※サービス付き高齢者向け住宅事業（以下「住宅事業」という。）の職員数

職種	職員数（実人数）　36　人					常勤換算人数※1
	合計	常勤		非常勤		
		専従	非専従	専従	非専従	
管理者	1	1	0	0	0	1.0
生活相談員	1	1	0	0	0	1.0
直接処遇職員	21	16	2	3	0	17.6
介護職員	16	15	0	1	0	15.2
看護職員	3	1	1	0	1	2.4
機能訓練指導員	2	0	1	0	1	0.4
計画作成担当者	1	1	0	0	0	1.0
栄養士	1	1（委託）	0	0	0	
調理員	8	2（委託）	0	6（委託）	0	
事務員	0	0	0	0	0	
その他職員	3	0	0	3	0	
１週間に常勤の従業者が勤務すべき時間数※1						40　時間

※1　特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要
（注1）併設の介護保険事業所の勤務時間は表に含めない。
　　（特定施設入居者生活介護等の勤務時間は含む。）
（注2）常勤・非常勤、専従・非専従について
　常勤　　…住宅事業にのみ従事し、法人の就業規則等で定める常勤の者。
　非常勤　…常勤以外の者。併設の介護保険事業所と兼務する職員は必ず非常勤に該当。
　専従　　…住宅事業で1つの職種のみで勤務する者。
　非専従　…専従以外の者。
（注3）業務委託により配置される職員がいる場合は、人数の後ろに(委託))と記載すること。
（注4）常勤換算人数とは、従業者の住宅事業の勤務延時間数を、法人の就業規則等で定める常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の人数に換算した人数。

（資格を有している介護職員の人数）

職種	職員数（実人数）　10　人				
	合計	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士	0	0	0	0	0
介護福祉士	4	4	0	0	0
実務研修の修了者	2	2	0	0	0
初任者研修の修了者	4	3	0	1	0
介護支援専門員	0	0	0	0	0

（注1）（職種別の職員数）の介護職員が保有する資格について記入。
（注2）1人の職員が複数の資格を有している場合、いずれか1つの資格にのみ計上。

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

職種	職員数（実人数）　2　人				
	合計	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
看護師又は准看護師	2	0	1	0	1
理学療法士	0	0	0	0	0
作業療法士	0	0	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0	0	0
柔道整復師	0	0	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0	0	0

（注1）（職種別の職員数）の機能訓練指導員が保有する資格について記入。
（注2）1人の職員が複数の資格を有している場合、いずれか1つの資格にのみ計上。

（夜勤を行う職員の人数）

夜勤帯の設定時間　（　１８時　００分　～　９時　００分　）		
職種	平均人数	最小時人数※
介護職員	2　人	2　人
看護職員	0　人	0　人

※最少時人数は、休憩中の職員も勤務している人数として計上。

（特定施設入居者生活介護等の提供体制）

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合（一般型特定施設以外の場合、省略可能）	契約上の職員配置比率【表示事項】	□　1.5：1以上
		□　2.0：1以上
		□　2.5：1以上
		■　3.0：1以上
	実際の配置比率（記入日時点での利用者数：常勤換算職員数）	2.6：1
外部サービス利用型特定施設の介護サービス提供体制（該当しない場合、省略可能）	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

（職員の状況）

管理者	管理者の氏名	長南　淳一	
	職名	管理者	
	他の職務との兼務	□　あり	■　なし
	業務に係る資格等	■　あり	
		資格等の名称	介護福祉士
		□　なし	

		生活相談員		介護職員		看護職員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度１年間の採用者数				7	2	4	2	4	2		
前年度１年間の退職者数				10	2	3	1	3	1		
経験年数	1年未満			4				1	1		
	1年以上3年未満			4		1					
	3年以上5年未満			4							
	5年以上10年未満			1							
	10年以上	1		2	1	1	1			1	
従業者の健康診断の実施		■　あり　　□　なし									

１５　入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

（入居者の人数）

性別	男性	13　人
	女性	34　人
年齢別	65歳未満	0　人
	65歳以上75歳未満	1　人
	75歳以上85歳未満	7　人
	85歳以上	39　人
要介護度別	自立	0　人
	要支援１	2　人
	要支援２	3　人
	要介護１	18　人
	要介護２	11　人
	要介護３	7　人
	要介護４	3　人
	要介護５	3　人

入居期間	6ヶ月未満	7　人
	6ヶ月以上1年未満	2　人
	1年以上5年未満	38　人
	5年以上10年未満	0　人
	10年以上15年未満	0　人
	15年以上	0　人

（入居者の属性）

平均年齢	90.5　歳
入居者数の合計	47　人
入居率※	90.3%

※ 入居者数の合計を入居定員数で除した割合。
　一時不在の者も入居者に含む。

（前年度における退去者の状況）

退去先別の人数	自宅等	0　人	
	社会福祉施設	3　人	
	医療機関	3　人	
	死亡者	4　人	
	その他	0　人	
生前解約の状況	施設側の申し出	0　人	（解約事由の例）
	入居者側の申し出	6　人	（解約事由の例） ・長期入院のため　・他施設へ転居のため

１６　苦情・事故等に関する体制

（利用者からの苦情に対応する窓口等の状況）

1	窓口の名称	ブリエライフ狭山Ⅱ
	電話番号	04-2950-7010
	対応している時間	9時00分～18時00分
	定休日	なし
2	窓口の名称	狭山市　健康推進部　介護保険課
	電話番号	04-2941-4892、04-2953-1111
	対応している時間	8時30分～17時15分
	定休日	土曜・日曜・祝日・12/29～1/3
3	窓口の名称	埼玉県国保連合会　介護福祉課　苦情対応係
	電話番号	048-824-2568（苦情相談専用）
	対応している時間	午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
	定休日	土曜・日曜・祝日・12/29～1/3
4	窓口の名称	西部福祉事務所
	電話番号	049-283-6800
	対応している時間	8時30分～17時15分
	定休日	土曜・日曜・祝日・12/29～1/3
5	窓口の名称	埼玉県　福祉部　高齢者福祉課
	電話番号	048-830-3254
	対応している時間	8時30分～17時15分
	定休日	土曜・日曜・祝日・12/29～1/3
6	窓口の名称	埼玉県　都市整備部　住宅課
	電話番号	048-830-5562
	対応している時間	8時30分～17時15分
	定休日	土曜・日曜・祝日・12/29～1/3
7	窓口の名称	狭山市消費生活センター
	電話番号	04-2954-7799
	対応している時間	9時30分～16時00分
	定休日	土曜・日曜・祝日・12/29～1/3
8	窓口の名称	埼玉県消費生活支援センター（川口）
	電話番号	048-261-0999
	対応している時間	9時00分～16時00分
	定休日	日曜・祝日・12/29～1/3

（サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応）

損害賠償責任保険の加入状況	■　あり	（その内容） 損害保険ジャパン株式会社の介護付きホーム賠償責任 に加入しています。
	□　なし	
賠償すべき事故が発生したときの対応	■　あり	（その内容） 直ちに救急要請等を行うとともに、入居者の身元引受 び関係行政機関に報告し、必要な措置を講じます。事 原因が事業者の故意または過失による場合には、入居 び身元引受人に誠意をもって対応します。ただし、入 側にも故意または過失がある場合には、事業者の損害 責任が免除または軽減される場合があります。

	□　なし	
事故対応及びその予防のための指針	■　あり	□　なし

（利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等）

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	■　あり	実施内容	意見箱を設置しています。
		結果の開示	■　あり　　□　なし
	□　なし		
第三者による評価の実施状況	□　あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	□　あり　　□　なし
	■　なし		

１７　入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	■　入居希望者に公開	□ 入居希望者に交付	□　公開していない
管理規程	■　入居希望者に公開	□ 入居希望者に交付	□　公開していない
事業収支計画書	□　入居希望者に公開	□ 入居希望者に交付	■　公開していない
財務諸表の要旨	□　入居希望者に公開	□ 入居希望者に交付	■　公開していない
財務諸表の原本	□　入居希望者に公開	□ 入居希望者に交付	■　公開していない

１８　その他

運営懇談会	■　あり	（開催頻度）年　１　回	
	□　なし	□　代替措置あり	（内容）
		□　代替措置なし	
提携ホームへの住み替え※	■　あり □　なし	（提携ホーム名：　ブリエライフ狭山　）	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	■　あり　　□　なし		
埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	■　なし		
	□　あり	（その内容）	
※提携ホームとは、（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定を受けている提携施設を指す。			

（添付資料）　別添１（役員名簿（法第６条第１項第３号に該当する者））
別添２（役員名簿（法第６条第１項第４号に該当する者））
別添３（住宅の規模並びに構造及び設備等）
別添４（サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの概要）
別添５（サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス一覧表）
別添６（事業主体が埼玉県内で実施する事業所一覧）

づくり

っって
をして

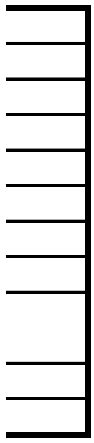

保険

人及
故の
者及
居者
賠償

١
١
١
١
١

説明年月日　　令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様に対して、サービス付き高齢者向け住宅入居契約書及び生活支援サービス契約書並びに重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名　狭山不動産株式会社　ブリエライフ狭山Ⅱ

所在地　埼玉県狭山市祇園４０番２２号

代表者名　代表取締役　　伊藤　宣明　　印

説明者氏名　　印

私は上記事業者から、サービス付き高齢者向け住宅入居契約書及び生活支援サービス契約書並びに重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名　　印

別添1

役員名簿
（高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項第3号に該当する者）

（ふりがな） 氏　　名	役名等
いとう　のぶあき 伊藤　宣明	代表取締役
いとう　えつこ 伊藤　悦子	取締役
かわひら　わかな 川平　若菜	取締役
よこやま　すみこ 横山　スミ子	監査役

別添2

役員名簿
（高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項第4号に該当する者）

（ふりがな） 氏　　名	役名等